

検討中

保育料およびその他費用

費目	細目	適用	金額	教育棟改築後(※1)	
入園時諸費用	入園関連諸経費？施設整備費？入園受入準備費	全園児	30000		
保育料(※4)	「東村山市保育料徴収条例」別表第1(第2条)「〇〇〇徴収金基準額表」に順ずる		所得階層別		
諸経費	教育関係費(正課・教材・備品等)	1号3歳児(2人担任)	5500	(1・2号3歳児)	(5500)
		その他全園児	3000	(3号児)	(3000)
	在園管理諸経費	全園児(入園金納付済園児は0円)	2000		
	施設維持費	教育棟	1200	(1号児)	(2400)
		保育棟	3000	(2・3号児)	(3000)
	冷暖房光熱水費	教育棟	800	(1号児)	(1600)
		保育棟	2000	(2・3号児)	(2000)
	給食事業費	1号児	4800		
		2・3号児	11200		
	付加サービス実費(※2)	全園児	-		
通園バス維持費	バス通園利用者	4120			
預り金(※3)	保護者会費	全園児	110		
	卒園積立金	4歳児9月～5歳児2月。	860		

(※1) 教育棟(現幼稚園)改築後、2号児該当園児(現保育園幼児)は教育棟へ移動する予定です。

(※2) 付加サービス実費:行事などの撮影写真代、運営基準以外の保健衛生費用など。

(※3) 園がお預かりし保護者会にお渡しします。

(※4) おおよその保育料(第1子の場合。第2子以降は減免されます)

3号児: 所得に応じ、0円～51,600円(前年度実績)

2号児: 所得に応じ、0円～27,400円(前年度実績)

1号児: 所得に応じ、0円～22,500円程度見込(国の示す保護者負担額(上限25,700円)より)

(※5)

【補足事項】

- 諸経費は、制度改正、幼保水準是正、納入価格の改定などにより年度ごとに金額が変動する場合があります。
- 毎月の諸費用は、年間の運営、維持管理等の諸経費を12分割したものです。在園期間中は毎月お支払いいただくこととなります。
- 退園する方で、市区町村への届け出がなされていない場合には、在園しているものとみなされ諸費用をお支払い頂かなければなりません。園への『退園届』の提出は、毎月20日までに行ってください。
- 園児災害・傷害保険は園負担にて加入いたします。(但し保障は園管理下内です)
- 保護者の方の傷害保険は、運動会、父親参観日、親子ピクニックの等の行事に対して園負担にて加入いたします。
- 保育料およびその他費用の延滞が生じた場合、登園停止となり、法律上の行政による代行徴収扱いとなる場合があります。また、民事上必要な手続きが適切に行われることを前提に、これを退園理由として利用契約を解除する場合があります。

作成のポイント

「幼稚園預り保育児」と「保育園幼児」の保育料の公平化に伴い、互いの間にある施設や内容の相違を価格に示されるよう留意する。(給食回数の違い、利用棟・機器備品の違い、1号児との給食回数の違いなど)

幼稚園園舎改修と保育部幼児棟増設&併合時点より、両2号児が同じ土俵になります。その時点での整合が実現できるよう留意する。